

あなたの国民年金

パート7

…… 誤解していませんか？

国民年金と個人年金 ……

橋場のAさんの相談

Aさん

個人年金に加入しているので、国民年金をやめようと思うのですが。

年金係

最近個人年金がたびたび話題にのぼりますが、国民年金と個人年金は同じ年金でも性格や役割が違います。誤解している方が多いようですね。

Aさん

どのように違いますか？

年金係

国民年金は公的年金、個人年金は私的年金です。国民年金は社会保障制度の一つで、国が運営しているものです。すべての国民が助け合っているという相互扶助制度ですから、加入が義務になっています。

これに対して個人年金は個人が自由に加入したり、脱退することが出来るのです。生命保険会社や郵便局などの一つの商品であって、掛金を積みたてておいて老後に元金と利子を受け取る貯蓄と

考えることができます。

Aさん

個人年金の方が得なように思えますが年金係

国民年金には、個人年金にない次のような違いがあります。

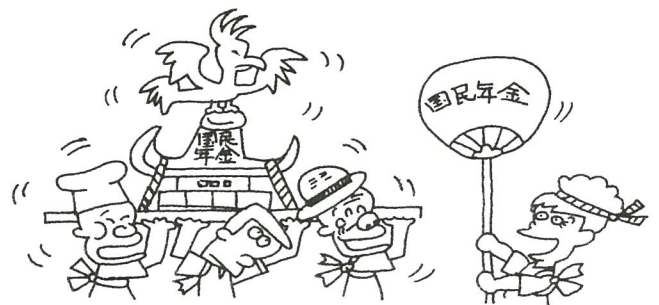
☆国が年金支給額の3分の1を負担しています。

☆物価上昇に応じて、年金額も上がる物価スライド制度があり、年金の実質価値が将来にわたって維持されます。

☆病気やケガで障害者になったときの障害給付、夫などの死亡による遺族給付があります。

☆失業や病気などで所得がなく、どうしても保険料が納められない人のために保険料が免除される制度があります。(免除について、くわしいことは役場年金係へおたずねください)

国民年金に代えて個人年金を考えるのではなく国民年金などの公的年金を基本に考え、その上で自分のライフプランに合わせた個人年金に加入したらいかがでしょう。



お問い合わせは役場住民福祉課年金係

☎84-1211 (有)203-03

利子非課税制度改正

次の方は今までどおり非課税に

四月一日から利子の非課税制度が変わり、原則として利子所得に一律二〇パーセントの源泉分離課税がかかることになりましたが、次に該当する方がたは、引き続き非課税制度を利用することができます。利用を希望する方は、預貯金先の金融機関に届け出が必要です。

年齢65歳以上の方：(住民票の写等年齢が65歳以上であることを証明する書類)

遺族年金の受給者(妻)：(年金証書と妻であることを証明する書類)

寡婦年金・母子年金の受給者：(年金証書)

児童扶養手当の受給者：(児童扶養手当証書と母であることを証明する書類)

療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けている方：(療育手帳又は身体障害者手帳)

戦傷病者手帳の交付を受けている方：(戦傷病者手帳)

障害年金の受給者：(年金証書)

障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の受給者：(各手当認定通知書)

○内は届け出に必要な書類です。まだ手続きをしていない方はなるべく早く手続きをしましょう。